

平成30事業年度財務諸表並びに事業報告書及び決算報告書の作成、利益及び損失の処理その他の会計に関する重要事項について（案）

区 分	議 決	対象範囲	法人全体
エグゼクティブサマリー 《財務諸表（法人全体）》 1. 重要な会計方針の変更 : 該当はありません 2. 貸借対照表 : 総資産額は、159兆2,170億円（前年度比+2兆8,316億円） 主な増加要因は、資産運用損益（2兆3,795億円）及び寄託金の受入（1兆6,283億円） 主な減少要因は、国庫納付金（7,300億円）及び寄託金の償還（4,000億円） 3. 損益計算書 : 経常収益（資産運用損益+雑益=2兆3,804億円）から経常費用（345億円）を差し引いた、 当期総利益は、2兆3,459億円（前年度比△7兆6,831億円） 《決算報告書（総合勘定）》 収入 : 15兆1,677億円 支出 : 15兆1,688億円 《科目名の変更》 キャッシュ・フロー計算書の科目名の変更 : 年金特別会計寄託金 ⇒ 運用寄託金 （理由：貸借対照表の科目名に合わせるための会計規程施行細則の一部改正に伴う変更） ○ <u>なお、当該財務諸表等の資料には、監査委員会の監査報告及び会計監査人の会計監査報告（無限定適正意見表明）を添付している。</u>			
バックグラウンド ・独立行政法人通則法第38条第1項に基づき、財務諸表等を作成し、当該事業年度の終了後三月以内（6月末まで）に厚生労働大臣に提出し、承認を受けるもの。 ・GPIF法第5条の3第1項第1号二に基づき、厚生労働大臣へ提出するにあたり、経営委員会の議決を得るもの。			
今後の予定 6/28 厚生労働大臣への承認申請 8月上旬（昨年8/10） 厚生労働大臣承認 9月下旬（昨年9/20） 財務諸表等官報掲載		検証方法等 ・独立行政法人通則法第19条第4項等の関係規定等に基づく、監査委員会の監査 ・独立行政法人通則法第39条に基づく、会計監査人の監査	